

平成26年4月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条第1項に規定する遺族厚生年金を受けることができる「配偶者」とは認められないため(戸籍上の妻との婚姻関係は形骸化しているとはいえないため)」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にあ

る者を「内縁の妻」という。))に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほか、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが肯定的に認められた場合に初めて、請求人と亡Aが生計維持関係にあったかどうかという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 前記第3の1の認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記の「夫婦としての共同生活の状態にない」といいうるためには、以下のアないしウの要件を全て

満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを相当と解する。

- ア 当事者が住居を異にすること
- イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと
- ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上の認定事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

亡Aと戸籍上の妻であるBは、昭和〇年頃から、亡Aが単身赴任（亡Aは、〇〇区〇〇〇-〇-〇でa社（以下「会社」という。）を経営していた。）するとして別居していたが、亡Aは、同〇年請求人と知り合い、請求人を会社の社員に招き入れ、同〇年〇月〇日から、〇〇区〇〇〇-〇-〇のマンション〇階で請求人と同居を開始した。その後、平成〇年〇月〇日から、同区〇〇〇-〇-〇〇〇〇号室に転居したが、亡Aは死亡するまで請求人と同居し、戸籍上の妻であるBとの別居は、約〇〇年間に及んだ。

亡AからBへの経済的な援助については、Bは別居中も、亡A名義の預金通帳を持ち、その口座へ最初のころは生活費が振り込まれ、後には、亡Aの年金が振り込まれたため、Bは、それを生活費として使ってきたが、上記1の(7)で認定したとおり、当該通帳は平成〇年〇月〇日に亡Aに返却され、その後、亡AからBへの経済的援助は全くない。

亡Aは、最初の〇年ほどは、毎土日にBの元に帰宅していたが、平成〇年以降は、月に2ないし3回電話をするだけとなり、Bが亡Aのもとを訪問していたという資料も見当たらない。

亡Aは、息子Cの結婚式にも出席しないなど家族との接触を断ち、昭和〇年ころ、亡Aが糖尿病にかかったとき、及び平成〇年に脳梗塞を患ったと

き、看病・介護したのは請求人であった。

これらを総合して見るに、本件は「悪意の遺棄」とまでは言い難いところもあるが、亡AがBと別居し、請求人と同居していた期間は30年を超え、その間の亡AとBの積極的な交流も窺えず、夫婦としての共同生活が行われていない状態があまりに長期間固定しており、将来の修復を予測することは困難であるから、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとされた原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。